1．令和5年度就学援助制度の実施について

1．就学援助制度の周知方法

都道府県	市町村名	（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断に際し就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒に入る世帯へ案内を送付	コ．その他	（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○） ア．申請は年度初めの一定期間のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度末から援助	ウ．随時申請を受け付けており、申請を遡った時点または申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請を受け、各学期始めから援助	オ．その他	（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校および教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校および教育委員会に提出	キ．その他	（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○） ア．目につきやすいサイトや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間行事の内容を記載	エ．各学年の援助内容の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（8） （7）のカの内容
42	42	42	39	17	8	18	32	43	2	1	8	8	1	2	37	0	3	8	5	14	24	0	0	0	8	8	19	4	38	33	9	10	10
大阪府	大阪市	○	○		○	○	○	○									○	申請締切を設定している早期申請と一般申請、一般申請の締切を過ぎた後に臨時申請がある。早期申請と一般申請は年度当初から援助し、臨時申請は申請日以降（ただし、各制度毎の発生日が申請日以降の場合はその日）から援助する。（月ごとの援助ではない）	○															○			○			○	日本語以外7ヶ国語のパンフレットを作成。申請書・パンフレット等ルビ入り版も作成
大阪府	堺市	○	○	○	○		○	○							○										○	申請を希望する者が教育委員会、各区役所、学校のいずれか一提出	○		○	○			○	就学援助制度のお知らせを7か国語（英語、中国、韓国、朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語）に翻訳し、HP上にて公開している。
大阪府	豊中市	○	○				○	○							○						○								○				
大阪府	吹田市	○	○	○		○		○					○							○									○	○	○			
大阪府	池田市	○	○	○		○	○	○							○				○										○			○	年度当初だけでなく、年度途中にも援助回申請案内の配付を実施
大阪府	泉大津市	○	○	○			○	○		○	○	転（編）入学時に教育委員会窓口および各学校で説明を行う。			○					○							○		○	○			
大阪府	高槻市	○	○	○				○							○					○					○	申請について、申請者が学校長に告げた場合は、申請者に代わり、学校長が教育委員会に申請書を提出	○		○	○			
大阪府	貝塚市	○	○				○	○							○						○						○		○	○			
大阪府	守口市	○	○	○				○							○						○						○		○	○			
大阪府	枚方市	○	○	○			○	○							○										○	援助希望者が枚方市立小中学、教育委員会、市役所、支所のいずれかに提出（申請希望者のみ提出）			○	○			
大阪府	茨木市	○	○	○		○	○	○			○	CSW、SSW、こども食堂などの関係団体に案内を送付し、対象となりそうな世帯がいたときに、案内を配布してもらうよう依頼			○				○								○		○	○	○	○	CSW、SSW、こども食堂などの関係団体に制度について説明し、周知を依頼
大阪府	八尾市	○	○				○	○							○						○								○	○	○		
大阪府	富田林市	○	○				○	○							○					○								○	○	○		○	目につきやすいように案内用紙は色紙を使用。
大阪府	寝屋川市	○	○	○			○	○							○						○				○	富田林市役所教育課窓口においても申請手続き可能。	○		○	○			
大阪府	河内長野市	○	○	○		○	○	○			○	生活保護が廃止になった保護者へ生活保護担当課から案内			○					○					○	電子申請システムを利用して教育委員会に提出（申請）。			○	○			
大阪府	松原市	○	○				○	○			○	各学校に対して制度を書面で周知			○						○				○	当記事項については、参課拡及び市等別のみ援助世帯は教育委員会で処付。上記以外及び臨時申請については在籍学校に提出。			○				
大阪府	大東市	○	○			○		○			○	1月末より募集を開始するため、3学期始業日に就学援助制度の書類を配布。			○						○							○	○	○	○		
大阪府	和泉市	○	○				○	○			○	市庁舎内モニターに案内を掲載			○						○									○		○	市立小中学校の全児童生徒を対象に、就学援助制度の案内および申請書（記入例含む）を配布
大阪府	和泉市	○	○				○	○							○						○								○	○		○	転入者について、ひとり親等の認定条件に当てはまる可能性が大きい方については就学援助制度の説明を行っている。
大阪府	箕面市	○	○			○	○	○							○						○				○	申請の意思を全世帯に確認するため、希望しない世帯は希望しない旨を説明したアンケートを学校に提出。	○		○		○		
大阪府	柏原市	○	○		○	○	○	○							○						○						○		○	○			
大阪府	羽曳野市	○	○				○	○			○	就学時健康診断及び入学説明会の案内送付時に、新入学用品費の早期支給の案内を同封し送付			○						○								○	○			
大阪府	門真市	○	○				○	○							○						○								○	○	○		

2. 新入学児童を就学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	<小学校> ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、当分の間、実施する予定はない	エ. そもそも新入学児童がいないため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	<小学校>（2）（1）のカの内容	<小学校> ア. 令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ. 未定	<小学校> ア. 6月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<小学校> ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 城内幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 城内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内（を配布）（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他	<小学校>（6）（5）のコの内容	<小学校>（7）（4）でア. イ. ウ. エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期 ②申請期日 ③（7の場合）支給時期	<小学校> ア. 予算の確保が難しいから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定日数が増加し、支給額に転換へ。した場合の形式など、事務量負担が増加するから	エ. （入学前支給と）児童なお自治体間の教育格差拡大が懸念されるから	オ. その他	<小学校>（9）（8）のエ及びオの内容
42	42	40	1	2	0	0	0	0	40	0	0	1	0	0	0	0	0	1	12	27	0	29	31	22	8	12	4	1	1	7	8	8	0	1	0	0	0	1	1
大阪府	大阪市	○							○											○					○														
大阪府	堺市	○							○											○		○	○		○														
大阪府	豊中市	○							○											○		○	○				○	○				○							
大阪府	吹田市	○							○											○		○	○	○		○													
大阪府	枚田市	○							○											○		○	○	○		○													
大阪府	茨木市	○							○											○			○	○															
大阪府	高槻市	○							○											○		○	○	○															
大阪府	貝塚市	○							○										○			○	○							○									
大阪府	守口市	○							○											○		○	○	○						○									
大阪府	枚方市	○							○											○		○	○								○	小学校入学予定者の就学時健康診断の案内送付時（10月頃迄）に、就学援助者小学校入学準備金に関する案内を同封している。							
大阪府	茨木市	○							○											○		○	○	○		○					○	（8月）児童扶養手当現況届受付ブースに案内を設置（10月）就学時健康診断の案内とともに配布							
大阪府	八尾市	○							○										○			○	○								○	就学時健康診断の案内の際に制度の説明および申請書を配布							
大阪府	泉佐野市	○							○											○		○		○	○	○													
大阪府	富田林市	○							○											○		○	○	○															
大阪府	寝屋川市	○							○										○			○	○	○		○													
大阪府	河内長野市	○							○											○		○	○								○	対象年齢児童をデータ抽出し、全員に対して郵送で案内を配布。							
大阪府	松原市			○																													○						
大阪府	大東市	○							○											○		○	○	○	○						○	市庁舎内モニターに案内を掲載							
大阪府	和泉市	○							○										○			○	○							○									
大阪府	箕面市	○							○										○			○	○			○													
大阪府	柏原市	○							○											○			○		○														
大阪府	羽曳野市	○							○										○				○								○	就学時健康診断及び入学説明会の案内送付時に同封し入学予定者全員へ周知。							
大阪府	門真市		○									○																											

都道府県	市町村名	<中学校>ア．入学前実施を行っている	イ．入学前実施を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前実施を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学児童数がいないため、入学前実施を行っていない	オ．そもそも児童数自体の費用を無償化しているため、入学前実施を行っていない	カ．その他	<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>ア．令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和5年度新入学分）以降	ウ．令和6年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	<中学校>ア．4月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月（入学式前）	<中学校>ア．年度の開始だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定件数が増えると、事務量に圧迫へ。した場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．入学前実施と保育体験日の教育費負担額調整があるから	オ．その他	<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容	5．実社会変革等の認定について（重要視項）（1）当てはまるもの1つに○ ア．従前より実社会変革等の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談が多かった場合、事例に応じて個別に対応	エ．試学機会制度を設け実績により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	（2）（1）のキの内容
42	42	41	1	1	0	0	0	0	41	0	0	1	0	0	0	0	0	0	11	30	0	1	0	0	0	0	0	19	2	18	1	0	0	3	5
大阪府	大阪市	○							○											○								○							
大阪府	堺市	○							○											○								○							
大阪府	豊中市	○							○											○											○				
大阪府	吹田市	○							○										○									○							
大阪府	泉佐野市	○							○											○														○	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、既存の認定基準に係る所得制限を緩和
大阪府	枚方市	○							○											○								○							
大阪府	茨木市	○							○											○														○	就学援助金の受給基準に該当しない世帯で、経済的理由で、公立小中学校への児童生徒の就学が困難な保護者と学校が判断した場合、学校長から教育委員会へ申し立てることにより、特例認定として認定する。
大阪府	高槻市	○							○											○								○							
大阪府	貝塚市	○							○										○															○	特になし
大阪府	守口市	○							○											○										○					
大阪府	枚方市	○							○											○								○							
大阪府	茨木市	○							○											○								○							
大阪府	八尾市	○							○										○									○							
大阪府	泉佐野市	○							○											○										○					
大阪府	富田林市	○							○											○										○					
大阪府	寝屋川市	○							○											○										○					
大阪府	河内長野市	○							○											○										○					
大阪府	松原市			○																		○						○							
大阪府	大東市	○							○											○								○							
大阪府	和泉市	○							○										○															○	「申請日において未来で あり公共職業安定所に求職申込をしている者」を準要保護者として認めている。
大阪府	箕面市	○							○										○										○						
大阪府	柏原市	○							○											○								○							
大阪府	羽曳野市	○							○										○											○					
大阪府	門真市		○									○																○							

		4. 就学援助制度の概要確認・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる収要増減への影響及び対応について										6. 就学援助率
		(3) 令和5年度当初における事業保護の認定基準(該当するもの全てに○)																							4. (3)で ソ、タに○した場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										
都道府県	市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村長の課税	ウ. 市区町村長の余裕	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 市営住宅の家賃減免	キ. 保育所保育料の減免	ク. PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付遅延、滞納等が多い者、納期等に不自由していると申告等で保護者の生活状態が非常に不安定と認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が厳しいと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活費の基準額が変わると自動的に算出が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍の場合、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活費の基準額を参照して個々に定めているもの)(例:生活保護の1.3倍の場合、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	チ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活費の基準額を参照して個々に定めているもの)(例:生活保護の1.3倍の場合、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	ツ. 特別支援教育就学奨励費(学校給食費の需要額算定に用いる基礎基準額、又は就学援助費(要保護)に用いる基礎基準額)に一定の係数を掛けたもの(例:基礎額の1.0倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	テ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例:最低限度額の1.0倍、1.5倍等)(係数および安倍を(5)に記入してください。)	ト. その他	(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)	(5) (3)でツ、テに○をした場合、市区町村民税所得割課税限度額に掛ける係数(倍率)	(6) (3)でトと回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	(1) 令和5年4月以降、保護受給の認定 ア. 見込みなく新たな認定基準に更新)	イ. 見込みがない(直前の認定基準を継続)	(2) (1)にてイア. 見込みがない(直前の認定基準に更新)にてイとした場合、 ア. 生活保護基準見直しの影響がさほど大きくないとあったため、対応としても、見直し後の生活保護基準に基づく事業保護の認定基準で認定安となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく事業保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準見直しの影響がさほど大きくないと認定されたため、対応としていない(事業保護者が居ない等)	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると認定されるが、対応していない	エ. その他	(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)でイ、見込みがない 年	月	令和4年度
42	42	28	14	13	14	12	16	7	2	13	12	5	4	4	8	8	22	4	0	18	34	0	18	7	10	20	4	2	4	0	0	20	20	
大阪府	大阪市	○	○		○	○	○	○		○	○				○	○				○	1		火災、風水害、震災、その他の災害にあった者		○		○							25%未満
大阪府	堺市	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○			○	1		特別な事情があり、要綱に定める項目に該当する場合、必要書類を提出し、再審査を行う。(本年度失業等による所得額の減少、医療費の支払いが高額など)	具体的な要件:会計所得額	○		○							20%未満
大阪府	堺市	○															○			○	1.1		保護者の死亡、失業、離婚、長期入院等の特別な事情があれば所得超過でも再判定する。		○				○					30%未満
大阪府	豊中市	○															○				1.2					○						平成25	4	15%未満
大阪府	池田市	○	○	○	○	○	○			○	○									○			申請年度に保護者の死亡、疾病、離婚、失業及び廃業があった場合及びに学校長が特に必要と認めた場合 所所得が生活保護の基準額の1.3倍以下の場合に限る											10%未満
大阪府	吹田市																○				1.2					○						平成25	3	15%未満
大阪府	泉大津市	○	○	○	○	○	○			○	○	○				○				○	1.1		就学援助金の受給要件に該当しない世帯で、経済的理由で、公立小中学校への児童生徒の就学が困難な保護者と学校が判断した場合、学校長から教育委員会へ申し立てることにより、特例認定として認定する。				○						平成25	8	20%未満
大阪府	高槻市																○			○	1.2		通常は前年の所得金額により審査しているが、勤務先からの解雇や倒産など、前年に比べ経済状況が悪化した場合は、現年の見積し所得金額により審査を行っている。	認定基準は、国から生活保護基準の見直し に伴い、他制度への影響が及ぼさないよう に対する対応方針が示されたため、平成26年度から適用。		○							平成26	1	15%未満
大阪府	貝塚市	○	○	○	○	○	○			○	○						○				1.2				○				○					30%未満
大阪府	守口市	○																		○			添付資料　守口市就学援助費支給要綱　第4条に記載											25%未満
大阪府	枚方市	○																		○			前年の大阪市消費者物価指数に前年度の認定基準額を乗じたものを新たな認定基準額としている。											20%未満
大阪府	茨木市																○				1.15			借家世帯・・・約323万円、持家世帯・・・約305万円 父、母、子2人の4人世帯		○							平成25	3	15%未満
大阪府	八尾市	○															○			○	1.1		火災等の罹災世帯	(課税所得等の分類)会計所得金額 (基準額の算出方法等)平成24年4月の基準額×3ヶ月+平成25年4月の基準額×9ヶ月の計算で第1期と第2期を計算し、これに母			○						平成25	4	20%未満
大阪府	泉佐野市																○				2				○			○						30%未満
大阪府	富田林市																○				1.3					○						平成28	4	25%未満
大阪府	寝屋川市	○															○				1.17					○						平成25	8	25%未満
大阪府	河内長野市	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○					○			統一基準は設けられておらず、世帯の所得状況、保護者の申請理由及び学校長の所見等を踏み、総合的に判断。											15%未満
大阪府	松原市	○			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○				1.1					○						平成29	4	25%未満
大阪府	大東市	○						○									○				1.2				○		○							25%未満
大阪府	和泉市	○	○	○	○	○	○	○		○	○						○			○	1.1		障害年金・遺族年金の受給者			○						平成25	4	20%未満
大阪府	箕面市						○									○				○	1.2		・罹災したことにより、家財が焼失した世帯 ・失業等により、令和5年中に予期せず家計が急変した世帯	(4)補足:学校給食費の支給についての生活保護基準額に掛ける係数(倍率):-1.0倍	○				○					15%未満
大阪府	柏原市																○				1.1					○						平成27	4	15%未満
大阪府	羽曳野市	○	○	○	○		○			○	○						○				1.65					○						平成24	12	20%未満
大阪府	門真市	○																		○			令和4年中の世帯(住民登録上)全員の所得の合計額が認定基準額以下の世帯。ただし給与所得もしくは公的年金等所得がある者については、総所得金額から最大10万円を引いた額により審査する。(例. 4人世帯-2344,000円)											30%未満

7. 令和5年度重要夜間就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)

都道府県	市町村名	(1) 費目毎の援助額 学用品費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	新入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	通学費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	修学旅行費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	(5) 補足事項
42	42	43	1	1	1	1	1	40	40	3	9	43	0	0	0	0	0	42	42	2	3	12	9	9	3	3	3	0	0	1	4	42	21	21	21	21	21	9	0	1	0	25
大阪府	大阪市	○	○	9,794								○						○	54,080			○	○	5,913								○	○	15,611								「通学用品費」:「校外活動費(宿泊を伴わないもの)」,「クラブ活動費」,「生徒会費」及び「卒業アルバム代等」は,「学用品費」に含む。
大阪府	堺市	○						○	区		1年:13,230円 2年～6年:15,500円	○						○	54,080													○	○	16,769								
大阪府	豊知田市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	17,127								
大阪府	豊中市	○						○	区		1年のみ13,230円,2～6年は15,500円	○						○	63,100													○			○	24,000	22,919					
大阪府	池田市	○						○	区		1年生:13,230,2～6年生:15,500	○						○	54,080													○	○	28,329								・「学用品費」には通学用品費(1年生を除く)及び校外活動費(宿泊を伴わないもの)を含む ・令和5年度は給食費無償化により支給なしとなる見込み
大阪府	吹田市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0								○	○	16,188								・通学費について、令和4年度支給実績なし。 ・校外活動費(宿泊を伴わないもの)は国の要保護補助金の予算単価0ヶ月 ・校外活動費(宿泊を伴うもの)は、5.6年生対象。 ・医療費について、決算額/実支給人数にて算出。
大阪府	泉大津市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	12,841					○医療費:医療費を負行 ○学校給食費:該当学年5年生。前会は18.63%(5年生591人／3488人)令和4年5月1日現在 学年ごとの金額 1年生:38,700円, 2年生:39,340円, 3・4年生:40,280円, 5・6年生:40,500円
大阪府	高槻市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							実費なし	○	○	20,080								学校給食費については、4～7月は実費支給で、8～3月は無償化。
大阪府	貝塚市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0								○			○	22,690	16,719					通学費は実績なし 給食費は全学年の支給金額を記入
大阪府	守口市	○						○	11,630	○	「学用品費及び通学用品費」として支給	○						○	63,000	○	新入学児童(未就園児)54,060円	○	○	0							除当者なし	○			○	22,690	17,869					
大阪府	枚方市	○						○	11,630			○						○	54,080													○								○		修学旅行費:市立校は実費(予算単価26,000円)、国・私立校は22,690円を上限としている。 宿泊有校外活動費:市立校は実費(予算単価5,000円)、国・私立校は23,690円を上限としている。 小学校入学準備金は、小学校入学前に支給している。
大阪府	茨木市	○								○		○						○	54,080													○	○	24,214								学用品費・通学用品費・校外活動費(宿泊を伴わないもの)・・・一定額(1年生3,230円,2～6年15,500円) 学校給食費・・・令和4年度中給食費無償化のため、支給実績なし
大阪府	八尾市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	13,535					「平均支給額」の額は令和4年度実績 学校給食費については令和5年度小学校給食費無償化のため支給無し
大阪府	泉佐野市	○						○	11,630			○						○	51,080													○			○	22,690	16,619					通学用品費は学用品費に含まれている。
大阪府	富田林市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	20,064					
大阪府	寝屋川市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	17,411								
大阪府	河内長野市	○						○	11,630			○						○	54,080			○			○	40,020	19,803					○	○	14,075								
大阪府	松原市	○						○	11,100			○								○	学用品費に含む。											○			○	21,000	16,997					通学用品費、新入学児童生徒学用品等は学用品費に含む。(金額11,000円) 学校給食費は、無償化により支給額はありません。
大阪府	大東市	○						○	区		1年生:11,630円, 2～6年生:13,900円	○						○	54,080													○	○	20,735								・学校給食の特例として、就学援助の認定を受けていない児童は学校給食を受けていないものとみなし、給食費を徴収しない。
大阪府	和泉市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	22,690					支給平均額は、令和5年度予算に計上した単価。
大阪府	箕面市	○						○	区		(小1)11,630円 (小2～6)13,900円	○						○	54,080			○	○	0							支給実績なし。	○	○	23,911								
大阪府	柏原市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	11,052								○			○	23,000	12,003					【学校給食費】令和4年度は、令和5年1月から3月までの3ヶ月間給食費を無償化したため、年額(3ヶ月-9月給食なし)30,350円(1年生)、32,450円(2年生)、33,200円(3・4年生)、34,000円(5・6年生)を支給した。また、欠食や生活アレルギー等がある場合は、その実費分を減じて支給した。
大阪府	羽曳野市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	15,127					校外活動費(宿泊を伴うもの)、医療費及び修学旅行費については、令和4年度の実績額を記入しています。オンライン学習通信費については、当年度支給額実績がありるため、0円となっています。
大阪府	門真市	○						○	9,970			○						○	54,080													○			○	22,690	22,690					学用品費:1年 11,630円,2～6年 9,970円, 通学用品費:2～6年 2,270円, 校外学習費(宿泊を伴うもの)上限:5年 7,000円, 6年11,000円, 医療費・学校病に該当する傾該広の3項負担分, 給食費:上限額:1年 49,500円, 2年 52,250円, 3～5年 53,200円, 修学旅行費の平均支給額は令和5年度予算に計上した単価, 校外活動費(宿泊を伴うもの)の上限)の平均支給額は令和5年度予算に計上した単価, オンライン学習費については、小中通じて、一世帯当たりの支給額

都道府県	市町村名	2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） （1）．費目毎の援助額 学用品費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	新入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	通学費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	修学旅行費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	（5）補足事項	8．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する各市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足があればご記入ください。
42	42	42	1	1	1	1	1	40	40	1	9	41	0	0	0	0	0	40	40	1	1	12	3	9	3	3	3	0	0	1	2	43	20	20	22	22	22	0	0	1	0	23	4
大阪府	大阪市	○	○	11,134								○						○	60,000			○	○	24,561								○	○	49,516								「通学用品費」、「校外活動費（宿泊を伴わないもの）」、「クラブ活動費」、「生徒会費」及び「卒業アルバム代等」は、「学用品費」に含む。	
大阪府	堺市	○						○	※		1年：25,040円 2年～3年：27,310円	○						○	63,000													○	○	64,495									生活保護基準の見直しを就学援助制度の認定基準に反映させているが、基準額は減少しないように維持している。
大阪府	豊知田市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	60,726										
大阪府	豊中市	○						○	※		1年のみ25,040円、2～3年は27,310円	○						○	79,500													○			○	60,000	41,786						
大阪府	池田市	○						○	※		1年生25,040、2～3年生27,310	○						○	63,000													○	○	62,393									・「学用品費」には通学用品費（1年生を除く）及び校外活動費（宿泊を伴わないもの）を含む ・令和5年度は給食費無償化により支給なしとなる見込み	
大阪府	吹田市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0								○	○	53,866									・校外活動費（宿泊を伴わないもの）は国の要保護補助金の予算単価の2倍 ・校外活動費（宿泊を伴うもの）は、5,6年生対象 ・家庭食について、決算額/実支給人数にて算出	
大阪府	泉大津市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	49,635						○医療費：実績なし。 ○学校給食費：該当学年1年生。割合は32.12%（1年生584人／1818人）令和4年5月1日現在 　学年ごとの金額　2年生：51，900円、3年生：47,700円 ○校外活動費（宿泊を伴うもの）：実績なし。	
大阪府	高槻市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0							実績なし	○	○	55,356										
大阪府	貝塚市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	0								○			○	60,910	55,827						通学費は実績なし。 佐賀実技用具費　7,650（柔道），52,900（剣道），平均支給額3,400	
大阪府	守口市	○						○	22,730		「学用品費及び通学用品費」として支給											○	○	0							該当者なし	○			○	60,910	50,988							
大阪府	枚方市	○						○	22,630			○						○	63,000													○									○	修学旅行費：市立校は実費（予算単価45,000円）、国・私立校は50,910円を上限としている。 修治有校外活動費：市立校は実費（予算単価12,000円）、国・私立校は8,210円を上限としている。 国・私立校で学校給食がある場合、年間42,000円を上限として支給。市立校では選択給食が行われているので、喫食分のみ業務支援。	
大阪府	茨木市	○								○		○						○	63,000													○	○	58,869									学用品費・通学用品費・校外活動費（宿泊を伴わないもの）・・・一定額（1年25,040円、2～3年27,310円） 学校給食費・・選択制給食が対象。参課総世帯は全額支給、その他は半額支給 校外活動（宿泊を伴うもの）は実施がなかったため、支給実績なし。	
大阪府	八尾市	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	56,953						「平均支給額」の欄は令和4年度実績 学校給食費については令和5年9月から中学校給食費無償化のため支給無し	時にありません。
大阪府	富田林市	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	60,516						通学用品費は学用品費に含まれている。	
大阪府	寝屋川市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	41,933							
大阪府	河内長野市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	49,557										
大阪府	松原市	○						○	22,730			○						○	63,000			○			○	80,880	29,060					○	○	57,088										
大阪府	大東市	○						○	21,700			○								○	学用品費に含む。											○			○	48,000	47,318						通学用品費、新入学児童生徒学用品等は学用品費に含む。（金額21,700円） 学校給食費は、無償化により支給額はありません。	
大阪府	和泉市	○						○	※		1年生22,730円、2～6年生25,000円	○						○	63,000													○	○	61,778									・学校給食の特例として、就学援助の認定を受けている間は学校給食を受けていないものとみなし、給食費を徴収しない。	
大阪府	箕面市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	60,910						支給平均額は、令和5年度予算に計上した単価。	令和4年12月より電子申請を導入。
大阪府	羽曳野市	○						○	※		（中1）22,730円 （中2～3）25,000円	○						○	63,000			○	○	110,300								○	○	62,883									・学用品費は、通学用品費を含む。 ・オンライン学習通信費は、世帯内の児童生徒の人数に関わらず、世帯単位で支給。	
大阪府	柏原市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	14,713								○			○	60,910	50,957						【学校給食費】令和4年度は、令和5年1月から3月までの3ヶ月間給食費を無償化したため、年間12ヶ月（4月就学なし）17,820円を支給した。また、欠食や牛乳アレルギー等がある場合は、その実費分を減じて支給した。	
大阪府	羽曳野市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	51,922						校外活動費（宿泊を伴うもの）、医療費及び修学旅行費については、令和4年度の実績額を記入しています。オンライン学習通信費については、別予算で支給補助があったため、0円となっています。	
大阪府	門真市	○						○	21,770			○						○	63,000													○			○	60,910	60,910						学用品費：1年　22,730円、2～3年　21,770円、通学用品費：2～3年　2,270円、医療費：学校病院に限ぎる療養費用の3割負担分、給食費（上限額）：1年～2年　61,200円、3年55,400円、修学旅行費の平均支給額は令和5年度予算に計上した単価。校外活動費（宿泊を伴うもの）の上限額の平均支給額は令和5年度予算に計上した単価。オンライン学習費については小中通じて、一世帯あたりの支給額	

1．令和5年度就学援助制度の実施について

1．就学援助制度の周知方法

都道府県	市町村名	（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の基準時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から完業生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他	（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請開始（あてはまるものを1つに○） ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度末頃から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他	（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるものを全てに○） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他	（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるものを全てに○） ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安の掲載等を記載	エ．各費目の援助額や年間の援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（8）（7）のカの内容
42	42	42	38	17	8	18	32	43	2	1	8	8	1	2	37	8	3	3	5	14	24	0	0	0	8	8	19	4	38	33	9	10	10
大阪府	摂津市	○	○	○	○	○	○	○							○					○							○		○	○			
大阪府	高石市	○	○	○			○	○							○					○									○					
大阪府	藤井寺市	○	○			○	○	○							○						○				○	藤井寺市オンライン窓口にて申請	○		○					
大阪府	東大阪市	○	○	○			○	○							○						○								○	○	○		
大阪府	泉南市	○	○		○			○							○						○							○	○	○	○		
大阪府	四條畷市	○	○			○		○							○					○							○	○	○	○			
大阪府	交野市	○	○	○			○	○							○				○	○	○						○		○	○			
大阪府	大阪狭山市	○	○	○	○	○	○	○	○						○						○						○		○	○			
大阪府	阪南市	○						○			○	就学時健康診断の案内時、就学通知時に同封					○	当初設定申請締切日を設定し、期限内の申請については当初設定、期限後については提出日からの設定。			○								○	○			
大阪府	島本町	○	○					○						○						○									○	○			
大阪府	豊能町	○				○	○	○							○						○								○	○			
大阪府	能勢町	○	○	○		○	○	○	○								○	町で指定した期間で締切を設定し、各期間の始めから援助			○						○					○	申請のない家庭でかつ必要な家庭へSSW等により、案内してもらう
大阪府	忠岡町	○	○				○	○							○					○							○		○	○			
大阪府	熊取町							○							○					○									○	○			
大阪府	田尻町	○	○					○						○							○												
大阪府	岬町	○					○	○							○				○								○		○				
大阪府	太子町	○	○			○	○	○							○					○							○					○	窓口申請以外にオンラインでの申請も可能にし、周知文書に申請フォームの二次元コードを載せたり、町ホームページや町LINE公式アカウントから申請フォームを利用できるよう工夫している。
大阪府	河南町	○	○			○	○	○							○						○											○	制度の案内を町立小中学校の全児童生徒に配付
大阪府	千早赤阪村	○	○			○	○	○							○						○								○				

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つにこの）

都道府県	市町村名	<小学校>ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学児童生徒の費用をほぼ賄っているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	<小学校>（2）（1）のカの内容	<小学校>ア. 令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ. 未定	<小学校>ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<小学校>ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内幼稚園や保育所等に案内を配布	キ. 域内の小中学校で実施する説明会及び保護者に対して案内（文書を配布（父兄会議等がいる場合など））	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他	<小学校>（6）（5）のコの内容	<小学校>（7）（4）ア. イ. ウ. エにO をした場合、（入学前支給の）①周知時期②申請期日③（7の場合）支給時期	<小学校>ア. 予算の確保が難しいから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増えた、支給後に転居へした場合の対応など、事務量が増加するから	エ. （入学前支給と比べると）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	<小学校>（9）（8）のエ及びオの内容
41	42	40	1	2	0	0	0	0	40	0	0	1	0	0	0	0	0	1	12	27	0	29	31	22	8	12	4	1	1	7	8	8	0	1	0	0	0	1	1
大阪府	箕面市	○							○										○			○	○	○	○	○	○												
大阪府	高石市	○							○											○			○	○															
大阪府	藤井寺市	○							○											○		○	○			○				○									
大阪府	東大阪市	○							○											○		○	○	○															
大阪府	泉南市	○							○									○				○	○							○									
大阪府	四條畷市	○							○											○		○			○														
大阪府	交野市	○							○											○				○															
大阪府	大阪狭山市	○							○											○		○	○	○	○	○	○		○	○									
大阪府	阪南市	○							○											○		○									○	就学時健康診断の案内時、就学通知時に同封							
大阪府	島本町	○							○											○			○	○															
大阪府	豊能町	○							○											○		○	○							○									
大阪府	能勢町	○							○											○		○	○	○		○													
大阪府	忠岡町	○							○										○			○	○	○															
大阪府	熊取町	○							○										○					○															
大阪府	田尻町	○							○										○			○	○				○												
大阪府	岬町	○							○										○					○															
大阪府	太子町			○																																	○	就学援助費の支給は学校を通して学校諸費徴収口座に払込しているため、入学後の4月中旬頃に早期支給を行っている。
大阪府	河南町	○							○											○						○													
大阪府	千早赤阪村	○							○											○				○															

都道府県	市町村名	<中学校> ア．入学前実施を行っている	イ．入学前実施を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前実施を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学児童自体がいないため、入学前実施を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前実施を行っていない	カ．その他	<中学校> (2)（1）のカの内容	<中学校> ア．令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	<中学校> ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月（入学式前）	<中学校> ア．手続の簡便だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定関係が増えると、事務量に応じた体制の対応など、事務量が増加するから	エ．入学前と対象となる保育施設の教育費負担額調整があるから	オ．その他	<中学校> (6)（5）のエ及びオの内容	5．実対象児童等の認定について（重複可） (1)　当てはまるもの1つに○ ア．従前より実対象児童等の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ．就学援助制度の活用により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	(2)（1）のキの内容
42	42	41	1	1	0	0	0	0	41	0	0	1	0	0	0	0	0	0	11	30	0	1	0	0	0	0	0	19	2	18	1	0	0	3		3
大阪府	箕面市	○							○										○									○								
大阪府	高石市	○							○											○										○						
大阪府	藤井寺市	○							○											○								○								
大阪府	東大阪市	○							○											○								○								
大阪府	泉南市	○							○											○										○						
大阪府	四條畷市	○							○											○										○						
大阪府	交野市	○							○											○								○								
大阪府	大阪狭山市	○							○											○										○						
大阪府	阪南市	○							○											○										○						
大阪府	島本町	○							○											○								○								
大阪府	豊能町	○							○											○										○						
大阪府	能勢町	○							○											○								○								
大阪府	忠岡町	○							○											○									○							
大阪府	熊取町	○							○										○											○						
大阪府	田尻町	○							○										○									○								
大阪府	岬町	○							○										○											○						
大阪府	太子町	○							○										○											○						
大阪府	河南町	○							○											○										○						
大阪府	千早赤阪村	○							○											○															○	特になし

		4. 就学援助制度の概要確認・認定基準について																				5. 生活保護基準見直しによる基準保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		(3) 令和5年度当初における準要保護の認定基準(該当するものに全てに○)																				4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										
都道府県	市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村税の非課税	ウ. 市区町村税の免除	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 母子及び寡婦福祉資金の貸付	ク. PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 個人の事業の廃止	コ. 固定資産の減免	サ. 学校納付金の払い忘れ、納期等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由していると思料で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による受付	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活費の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活費の基準額を参照して現在定めているもの)(例:生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	チ. 特別支援教育就学奨励費に同じ生活保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの(係数(倍率)を(4)に記入してください。記入例はコメント欄参照)	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税者低額度の10倍、15倍等)(係数を(5)に記入してください。)	テ. その他	(4) (3)でソ、タ又はテに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)	(5) (3)でツに○をした場合、市区町村民税課税者低額度額に掛ける係数(倍率)	(6) (3)でテと回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	(1) 令和5年4月以降、準要保護の認定ア. 基準となる額(イ.基準となる認定基準に更新)	イ. 基準となる額(ア.認定基準に更新)前の認定基準を継続)	(2) (1)にてイア、基準となる額が認定基準に更新)にてOFFした場合 ア. 生活保護基準変更によるものの影響がまだないと思料されるため、対応としては、(見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で認定安となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準変更によるものの影響が生じないと思料されるため、対応としては、(準要保護者がいない、影響を受ける所得額の準要保護者がいない等)	ウ. 生活保護基準変更によるものの影響が生じると認定されるが、対応としていない	エ. その他	(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)でイ、基準となる額が認定 年	月	令和4年度
42	42	38	14	13	14	12	16	7	2	13	12	5	4	4	8	8	22	4	0	18	34	0	18	7	10	20	4	2	4	0	0	20	20	
大阪府	豊津市																○				1					○						平成22	4	25%未満
大阪府	高石市																○				1.15					○						平成24	9	20%未満
大阪府	藤井寺市	○																		○			4・5月中の申請者の場合、令和4年度又は令5年度いずれかの市民税の総所得分の課税所得金額が認定基準額(61万円+(16歳未満の扶養親族数×33万円))以下の方。 6月以降の申請者の場合、令和5年度の市民税の総所得分の課税所得金額が認定基準額(61万円+(16歳未満の扶養親族数×33万円))以下の方。										20%未満
大阪府	東大阪市																			○			給与所得者と生活保護受給者の生活費充当額の対応により認定基準額を設定している										25%未満
大阪府	泉南市																○				1.1					○						平成25	4	30%未満
大阪府	四條畷市																			○			給与支所得が、世帯状況に応じた「世帯所得額」と「加算額」が認定基準所得額以下であること。 「世帯所得額」は4人世帯で、2,888千円(家族1人につき315千円を加減算)、「加算額」は小学生1人につき105千円、中学生1人につき180千円を加算。なお、所得税法改正前税法による所得で算定する。										20%未満
大阪府	交野市	○															○				1					○						平成25	8	15%未満
大阪府	大阪狭山市	○	○													○					1.3				○				○					20%未満
大阪府	阪南市															○					1.1			審査基準額=(1.)最低生活費+2.)冬加算+3.)母子加算+4.)教育扶助+5.)就学一時扶助)×(係数1.1)+住宅扶助+7.)給食費	○				○					15%未満
大阪府	島本町															○					1.3					○						平成24年	12	15%未満
大阪府	豊能町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.3					○						平成25	8	10%未満
大阪府	能勢町	○	○	○	○	○	○			○										○			3.保護者が死亡された方2.保護者の疾病があった方3.保護者の疾患・失業等があった方4.災害等に義援した方、のいずれかに該当し、世帯の経済状態が厳しく変化していると思われる者										25%未満
大阪府	忠岡町															○					1.3				○		○							20%未満
大阪府	熊取町																	○			1.1													25%未満
大阪府	田尻町	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.15					○						平成25	4	10%未満
大阪府	岬町																○				1					○						平成25	7	20%未満
大阪府	太子町	○	○															○			1.25													20%未満
大阪府	河南町	○	○	○	○	○	○	○		○	○							○		○	1.29		上記以外で、病気、失業、事故など家庭事情のため経済的に困っている方										20%未満
大阪府	千早赤阪村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.25													20%未満

7. 令和5年度重要夜間就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)

| 都道府県 | 市町村名 | 1-1. 費目毎の援助額 | | |

| 都道府県 | 市町村名 | 2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |